

平成19年1月24日

全国犯罪被害者の会

犯罪被害者等補償制度（案）要綱

第1 国による補償制度の基本的なあり方について

犯罪被害者等基本法の制定により、犯罪被害者等への施策の基本が、従来の恩恵的な性格から個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利に基づくものへその性格が根本的に変革されるべきものとなった。この権利は、およそたるもののが生来的に有している個人の尊厳を保障する憲法第13条に基づくものと考えられ、しかも、国民の全てに賛同が得られる良識にかなったものである。そして同法においては、この**権利性の原則**とともに次のことが定められている。

被害適応性の原則（第3条第2項）

殺人、傷害、性被害、交通事故など犯罪の種類による被害の内容の違いや、被害後の生活状況の違いなどに応じて、柔軟で適応性のある施策内容にしなければならない。

被害回復の基準と継続性の原則（同条第3項）

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等が途切れることなく受け取ることができるよう、講ぜられなければならない。

総合性の原則（第4条、第8条第2項1号）

基本法に基づく施策は、それぞれの支援策が連携のとれた総合的なものとなるようにし、犯罪被害者等にとって支援を受けやすい便利性のあるものとしな

ければならない。

以上の諸原則は基本計画全体を通じてのものであるが、とりわけ犯罪被害者の生活に大きな影響をもつ国による補償制度のあり方については、従来の恩恵的な性格から上記の権利性の原則を踏まえたものとなるように根本的にその性格を変革し、それに従って補償内容等も大きく改善がなされなければならない。

イギリスでは、国が社会の連帯共助の精神を代表して補償するべきであるとし、また、ドイツでは、犯罪の発生は国が国民に負っている保護義務違反であるから補償すべきは当然であるとして、いずれも国の責任において非常に厚い補償がなされている。我が国もこれにならうべきである。

第2 改革についての具体的な提言

1 権利性の原則

犯罪被害者等は国から補償を受ける権利を有することを明文をもって定めるものとする（基本法第3条）。

2 補償の対象

補償の対象となるのは、故意又は過失により、生命を侵害し、又は一定の傷害を与える罪による被害とするものとする。

3 国の補償と加害者の賠償との関係

国の補償は、固有の責任に基づくものであり、加害者が損害賠償義務を負わない場合でも（責任無能力など）、国は補償しなければならないものとする。

4 補償の程度

補償は、犯罪被害者等の尊厳が害されることがないよう、事件以前の生活水準までできるだけ近づける程度のものとし、生活保護のような最低限の生活水

準の維持を目的とするものであってはならないものとする。但し、一定の上限を設けるものとする。

5 補償の内容

- (1) 医療費、カウンセリング費用は、無料とするものとする。
- (2) 葬儀費用は100万円を上限に補償するものとする。遺体搬送費用は実費相当額を補償するものとする。
- (3) 通院交通費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車いす・義肢・義足等の補装具の費用など特別の支出については、実費を補償するものとする。
- (4) 通院付添費、入院付添費、将来の介護費用は、一定限度で補償するものとする。この場合においては、職業的付添人だけでなく家族が付き添い又は介護した場合も同様のものとする。
- (5) 犯罪被害者等が、その被った傷害が治癒するまで、あるいは後遺症について補償金の支給を受けるまでの間、長期の療養を必要とする場合には、その期間中の休業損害を補償するものとする。
- (6) 犯罪被害者の稼働可能期間に基づいて算出された逸失利益を3000万円を限度として、補償するものとする。
- (7) 犯罪被害者等に障害等級2級以上（自賠責保険の基準による）の障害が残った場合には、前号の逸失利益に加えて、その障害の等級に応じた一定額を年金で支給するものとする。
ただし、年金の支給の決定にあたり犯罪被害者等の資力審査を行い、経済的に余裕があって年金の支給の必要がない場合にはこれを支給しないものとする。
支給金額は、支給中に改訂することができるものとする。

6 算定方法及び仮給付

- (1) 死亡あるいは後遺障害に対する補償金額の算定方法については、補償金の早期支給を可能とするため、できるだけ簡便で分かり易い方法を採用するものとする。
- (2) 犯罪被害者等は必要に応じ、迅速で簡便なる方法で、仮給付を受けることができるものとする。

7 補償の制限

補償は、支給することが社会的に相当でないと認められるときに限り制限することができるものとし、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできないものとする。

8 国外における被害及び国内の外国人に対する補償

日本国籍を有する者は、日本国外において犯罪被害を受けた場合にも、補償を受けるものとする。日本に定住所を有する一定の外国籍を有する者も、補償の対象とするものとする。

9 時効

補償を受ける権利は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。但し、やむを得ない事情で申請することができなかつたときは、この限りではないものとする。

10 併給調整

加害者から賠償金の支払いを受けたとき、又は他の補償制度で補償を受けたときは、減額するものとする。但し、被害の実情に応じて減額を相当としないときは、減額しないものとする。

10 不服申立て機関

認定に対する不服申立ての機関は、認定機関とは独立に設置し、犯罪による被害に精通した専門家の合議体による審査を行うものとする。

11 過去の犯罪被害者等のうち被害の深刻な者に対する特別の補償

新しい補償制度が施行される以前に犯罪によって被害を受けた犯罪被害者等で、現に経済的に深刻な状況にある者に対しては、特別の補償を受けることができる制度を設けるものとする。

平成19年1月24日

想定予算額

全国犯罪被害者の会（あすの会）の犯罪被害者等補償制度（案）要綱に則して制度設計した場合

想定予算額 約95億5859万5000円

[内訳] 以下の(1)～(7)は、あすの会の要綱案第2の5の(1)～(7)に相当する。

犯給法の裁定実績は、平成17年を参考にした。

(1) 医療費 約8万円×12ヶ月×117件 = 1億1232万円

* 約8万円は、高額医療の保障からはずされる自己負担額の限度を参考とした。117件は、犯給法に基く重傷病裁定の実績を参考とした。

カウンセリング費用 1万円×2000件×10回 = 2億円

* 1万円は保険の適用がないものとして金額を想定した。2000件は、死亡の場合の遺族、重傷者3500件（犯罪被害者白書）性被害のうち2000件などの合計件数のうち、2000件を想定した。

(2) 葬儀費 100万円×220件 = 2億2000万円

* 100万円は、葬儀費として一律100万円としたものである。220件は、犯給法の裁定実績、死亡件数220件を参考にした。

遺体搬送費 10万円×220件 = 2200万円

* 10万円は、遺体搬送費としてかかる平均額を想定した。220件は上記葬儀費用と同様の趣旨である。

(3) 通院交通費 1000円×100件×100回 = 1000万円

* 1000円は、1回の往復交通費の平均として想定した。100件は、犯給法裁定の実績、障害71件及び重傷病117件を参考に、平均1年間の通院を要する件数を100件として想定した。100回は、週に2回程度の通院として1年分を計上した。

環境整備費（住宅・車の改造など） 補装具（車椅子・義肢・義足など）

40人×200万円 = 8000万円

* 40人は、犯給法裁定実績、障害4級以上の17件を参考に想定した20件と、死亡件数220件の約10%にあたる20件を必要のあるものとして想定した。200万円は、自宅の改造など数百万円に及ぶものから車椅子など低額なものまであるので、平均200万円と想定したものである。

(4) 通院付添費、入院付添費 +

将来の介護費用 $10\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 10\text{年} \times 20\text{件} = 2\text{億}4000\text{万円}$

* 10万円は被爆者援護の重傷者介護手当を参考にした。12ヶ月及び10年は、介護費用の補償金の支給期間を10年としたものである。20件は、犯給法裁定実績、障害4級以上の17件を参考に想定した。

(5) 休業補償

$5700\text{円} \times 365\text{日} \times 550\text{件} = 11\text{億}4427\text{万}5000\text{円}$

* 5700円は、自賠責や交通事故のひき逃げなどのときに支払われる政府保障事業の休業補償日額を参考とした。対象は、3ヶ月以上の長期の療養を必要とする犯罪被害者に限定し、かつ、支給期間を1年間(365日)に限定した。3ヶ月以上の長期療養が必要な犯罪被害者の数は、重傷者3500件(犯罪被害者白書)と重篤な性被害者2000件の合計件数5500件のうち、1割にあたる550件として想定した。

(6) 逸失利益

(死亡の場合) $3000\text{万円} \times 220\text{件} = 66\text{億円}$

* 3000万円は、自賠責保険や政府補償事業の死亡事案における最高限度額3000万円を参考にした。220件は、犯給法の裁定実績、死亡件数220件を参考にした。

(後遺障害の場合) **7億5000万円**

* 自賠責保険においては最高限度額が1級の場合4000万円であるが、あすの会の要綱案では1級3000万円とした。そして、1級3000万円から14級75万円までの金額を障害等級ごとに区分し、また、対象件数についても犯給法の裁定実績71件を障害等級ごとに区分けし、それ掛け合わせて算出した。

(7) 障害等級2級以上の年金

$60\text{万円} \times 15\text{件} \times 20\text{年間の累積} = 1\text{億}8000\text{万円}$

* 60万円は、他の公的給付もあるので1ヶ月5万円として年額60万円としたものである。15件は、犯給法の裁定実績、2級以上の13件をもとに想定した。20年間を平均支給期間とし、累積の最高時点を想定した。

自賠責保険ないしひき逃げ等の場合に支払われる政府保障事業と同じ補償内容と補償金額にした場合

想定予算額 約98億5000万円

[内訳]

(1) 死亡の場合の補償 3000万円 × 220件 = 66億円

* 3000万円は、自賠責等で支払われる死亡事案の時の上限の金額である。220件は、犯給法の裁定実績、死亡件数220件を参考にした。

(2) 後遺障害の補償 8億5000万円

* 自賠責保険における1級4000万円（上限）から14級75万円（上限）までの金額を障害等級ごとに区分し、また、対象件数についても犯給法の裁定実績71件を障害等級ごとに区分けし、それぞれ掛け合わせて算出した。

(3) 傷害の補償 120万円 × 2000件 = 24億円

* 120万円は、自賠責等で支払われる傷害事案の時の上限の金額である。対象件数は2000件とした。犯罪被害者白書によると重傷者はおよそ3500名であるが、これには強姦被疑者19名、強制わいせつ被害者14名という統計になっているので、およそ1万名にのぼる性被害者のうち深刻な精神的被害者への補償を対象として考慮し、全体を2000名と想定した。

犯罪の処罰による国の収入と加害者の処罰等に関する支出の現状

犯罪の処罰による国の収入	加害者の刑事司法手続・受刑・更正等への 支出
1 罰金・科料歳入額 約 1023 億円 (平成 15 年度決算)	合計 706 億 0502 万円 (内訳) 収容等に係る諸費用 515 億 8859 万円 受刑者作業報奨金支払 20 億 6576 万円 国選弁護費用 77 億 6140 万円 被留置者食料費・医療委託費等 91 億 8926 万円
2 刑務作業による年間歳入額 (平成 17 年度) 約 61 億円	
2 反則金納付額 (平成 17 年度) 約 865 億円	交通安全対策特別交付金(平成 17 年度) 792 億 3227 万円 * 道交法により使途限定
収入合計 1949 億円	
比較 犯罪被害者等給付金制度による被害者等への支出 (平成 17 年度) 11 億 3300 万円	

犯給法に基づく給付金、座長案、自賠責保険に基づく保険金、損害賠償金の比較表

		死亡	1級	7級
20歳男性	犯給法に基づく給付金	最高560万円 最低360万円	最高857万6000円 最低562万8000円	最高358万4000円 最低235万2000円
	座長案	最高560万円+ 最低360万円+	最高1715万2000円 最低562万8000円	最高716万8000円 最低235万2000円
	自賠責保険政府保障事業に基づく保障金	最高3000万円	最高4000万円	最高1051万円
	損害賠償金(逸失利益と後遺症のみの合計額。他に介護費用等の諸費用も請求可能)	7079万1443円	1億2558万2887円	6464万6416円
45歳男性	犯給法に基づく給付金	最高1508万円 最低559万円	最高1768万8000円 最低656万6000円	最高739万2000円 最低274万4000円
	座長案	最高1508万円+ 最低559万円+	最高3537万6000円 最低656万6000円	最高1051万円 最低548万8000円
	自賠責保険政府保障事業に基づく保障金	最高3000万円	最高4000万円	最高1051万円
	損害賠償金(逸失利益と後遺症のみの合計額。他に介護費用等の諸費用も請求可能)	6569万6552円	1億1539万3105円	5894万0138円

座長案を、 遺族給付金については現行犯給法の給付金額からの引き上げを限定、 障害給付金については現行犯給法の最高額のみを倍増し、自賠責並の水準に近づけるとするものと理解して数値を算出した。

《 比較表の説明 》

1 犯給法に基づく給付金について

(1) 算出方法

ア 死亡の場合

被害者の収入の日額 × 1300・・・遺族が被害者の収入で生計を維持していた場合

被害者の収入の日額 × 1000・・・それ以外の場合

ただし、収入の日額には最高額と最低額が決められており、日額が最高額を上回れば最高額、日額が最低額を下回れば最低額を収入の日額として計算する。

例) 20歳学生。被害当時収入なし。独身。遺族は母

$$\begin{aligned} & 3600 \text{ (20歳最低額)} \times 1000 \\ & = 360 \text{ 万円} \end{aligned}$$

イ 障害の場合

被害者の収入の日額 × 障害の等級に応じた倍数

障害が重いほど、乗ずる倍数が多くなる。

ただし、収入の日額には最高額と最低額が決められており、日額が最高額を上回れば最高額、日額が最低額を下回れば最低額を収入の日額として計算する。

(例) 20歳学生。被害当時収入なし。後遺障害等級1級

$$\begin{aligned} & 4200 \text{ (20歳最低額)} \times 1340 \text{ (1級の倍数)} \\ & = 562\text{万}8000\text{円} \end{aligned}$$

(2) 算出方法の特徴

ア 45～55歳をピークに、年齢が上がるほど収入の日額の最低額・最高額の金額も上昇する。

反面、若年者の給付金額は低額に抑えられており、若年者が重大な被害を被った場合、支給金額が低額となる。

イ 収入の日額の最高額・最低額が全体として低額に抑えられている。そのため、給付金額も必然的に低額となる。

2 損害賠償金について

(1) 賠償される損害の費目

犯給法に基づく給付金と異なり、損害の賠償であることから、被害と相当因果関係のある全損害が償われる。賠償される主要な損害の費目は以下のとおり。

ア 治療費	実費全額
イ 入院付添費	職業付添人は実費全額、近親者付添人は一日6500円
ウ 通院付添費	一日3300円
エ 将来介護費	職業付添人は実費全額、近親者付添人は一日8000円
オ 入院雜費	一日1500円
カ 通院交通費	タクシー利用が相当とされる場合を除き、電車・バス料金、ガソリン代
キ 装具・器具等購入費	必要があれば認められる。

ク 家屋・自動車等改造費・調度品購入費 必要が認められれば相当額が支払われる。

ケ 休業損害

コ 傷害慰謝料 入通院期間に応じて認められる。

サ 後遺症による逸失利益

シ 後遺症慰謝料 後遺症の等級に応じて認められる。

ス 死亡による逸失利益

セ 死亡慰謝料

ソ 葬儀関係費用

タ 物損

(2) 逸失利益の算出方法

ア 死亡による逸失利益

被害者の基礎収入額 × (1 - 生活費控除率) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

基礎収入額は、被害当時の実際の年収によるのが原則。そうすると、学生のように無収入者の場合、逸失利益が 0 になってしまうが、それでは不都合なので、実務では、賃金センサスの男女別全年齢平均賃金額を基礎収入額としている。

将来において生活費の支出は必然であるため、生活費分を控除する。

ライブニッツ係数を乗ずるのは中間利息分を控除するため。

(例) 20歳男子学生。被害当時収入なし。

$$\begin{aligned} & 542万7000円 \times (1 - 0.5) \times 17.9810 \\ & = 4879万1443円 \end{aligned}$$

(ちなみに死亡慰謝料額は2200万円、慰謝料・逸失利益の合計
7079万1443円)

542万7000円・・・男性労働者全年齢平均賃金額
0.5・・・・・・・男子の生活費控除率は50%
17.9810・・・・67歳まで就労できるとして、47年間
の就労可能年数に対応するライブニッツ
係数

イ 後遺症による逸失利益

基礎収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ
係数

基礎収入額は、被害当時の実際の年収によるのが原則。そうすると、学生
のように無収入者の場合、逸失利益が0になってしまうが、それでは不都合
なので、実務では、賃金センサスの男女別全年齢平均賃金額を基礎収入額と
している。

労働能力喪失率は後遺障害の等級に応じて定められている。

ライブニッツ係数を乗ずるのは中間利息分を控除するため。

(例) 20歳男子学生。被害当時収入なし。後遺障害等級1級

$$\begin{aligned} & 542万7000円 \times 1 \times 17.9810 \\ & = 9758万2887円 \end{aligned}$$

(ちなみに後遺障害1級の慰謝料額は2800万円、慰謝料・逸失
利益の合計1億2558万2887円)

542万7000円・・・男性労働者全年齢平均賃金額
1・・・100%労働能力喪失のため1を乗ず
る。
17.9810・・・67歳まで就労できるとして、47年間
の労働能力喪失期間に対応するライブニ
ツツ係数

(2) 算出方法の特徴

- ア 犯給法に基づく給付金と異なり（ただし、犯給法においても治療費の自己負担分の支給は一定の要件のもとで1年分のみ認められている・・重傷病給付金）（1）の賠償される損害の費目のところに見られるとおり、治療費のみならず、休業損害、将来介護費、装具・器具等購入費、家屋・自動車等改造費・調度品購入費等の支払いを受けられる。
 - イ 犯給法に基づく給付金では若年者への給付は低額となるが、損害賠償においては、学生においても全年齢平均賃金額を基礎収入額として計算していること、就労可能年数、労働能力喪失期間が中高年に比べて長くなり、それだけ掛け合わせる数額が多くなること

から、かなりの額の支払いを受けることができる。

 - ウ 収入額に比例して支払額が多くなる。
 - エ 逸失利益だけでなく、慰謝料の支払いも受けられる。

3 自賠責保険政府保障事業に基づく給付金について

(1) 賠償される損害の費目

基本的には損害賠償の場合と同様であるが、各費目につき支給限度額が決められており、全体の保障額についても限度額が定められている。

死亡の場合支給限度額 3000万円。後遺障害が残った場合は各等級ごとに支給限度額が定められている。

(2) 逸失利益の算出方法・算出方法の特徴

基本的には損害賠償の場合と同様である。

4 座長案について

(1) 座長案の理解について

ア 第11回経済的支援のための検討会（平成18年12月20日実施）において座長案が示された。座長案の主な点をピックアップすると以下のとおりである。

自立支援の観点から、実質的に自賠責並の水準に近づけるよう、必要な引き上げを行う。

引き上げに当たっては、重点的に引き上げをはかる重度後遺障害者に対する給付金について、別途給付対象となる医療費等の給付を加えた金額が、現行の犯罪被害者等給付金の最高額を概ね倍増する水準に近づけるよう務める。

遺族給付については、現行の給付金でも、既に諸外国中最高水準となっており、さらなる引き上げは限定的であるべきである。

イ しかし、座長案には以下のような問題点を指摘できる。

内容が曖昧であること。

「実質的に自賠責並」、「現行の犯罪被害者等給付金の最高額を概ね倍

増する水準に近づける」とあるが、最高額が増額するだけで、低所得者・無所得者が被害を受けた場合の補償額が増額するとは限らない。現行の犯給法では、低所得者・無所得者は収入の日額の最低額を基礎として給付金を算出するが、この最低額も増額するとはうたっていない。

自立支援の観点を過度に強調していること

自立のために必要な支援を行うということは裏を返せば、自立に必要な限度でのみ補償するということである。自立支援の観点を強調すれば、必然的に補償は限定的となる。

犯罪被害者遺族の実情を踏まえていないこと。

座長案では遺族給付が現行の犯給法で十分だとし、その給付額の引き上げを限定的なものとしているが、家庭を支えていた夫を失った妻子が生きていく上で、現行の遺族給付金の金額は到底十分なものとは言えない。

座長案では遺族給付が現行の給付金でも既に諸外国中最高水準だとしているが、以下のように、少なくともイギリスの遺族補償額と比較すると日本の犯給法の遺族給付金の支給額ははるかに低額である。

(例) 夫32歳、週給240ポンド(1ポンド236円。日額8091円)妻、5歳と3歳の子供を残して死亡

イギリス 他の公的な給付に加えて12万7840ポンド、日本円で3017万0240円の給付を受けられる(イギリスの新犯罪被害者補償制度197~199頁 奥村正雄著 清和法学研究第5巻第2号参照)。

日本の犯給法 1051万8300円(8091×1300)

補償費額における諸外国との比較

平成 19 年 1月 24 日

白井委員作成

以下は、

経済的支援に関する検討会で実施した各制度のヒヤリング結果と調査結果等を基に、
あすの会で算定したものである。

(総支給額の金額は 100 万円以下四捨五入)

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
人口	1億3000万人 (2005年)	3億人 (2005年)	6,000万人 (2005年)	6,000万人 (2005年)	8,300万人 (2005年)
総支給額	11億3000万 (2005年)	538億 (2002年)	290億 (2002年)	360億 (2005年)	225億 (2006年)
日本の人口比 に修正した時 の総支給額	11億3000万	233億	628億	779億	352億
1人あたり ①負担額	8万7千銭	179円	483円	600円	271円